

比較法学研究連絡委員会報告

外国人による比較法および  
外国法科目の担当状況

平成9年3月3日

日本学術会議

比較法学研究連絡委員会

## I はじめに

日本学術会議比較法学研究連絡委員会は、1995年度に、全国の大学の法学部および法学系の学科・専攻を含む他の学部を調査対象として選び、外国人による比較法および外国法科目の担当状況について調査を依頼した。調査対象とした大学の数は99校であり、そのうち84校から回答が寄せられた。回収率は、84.8%であった。内訳は、依頼については国立大学22校、公立大学3校、私立大学74校であり、回答については、国立大学20校、公立大学3校、私立大学61校であった。

調査項目は、大きく2つに分かれ、1つは実施状況につき学部長宛に記入を依頼し、1つは具体的担当内容につき外国人教員宛に記入を依頼した。この2種類のアンケート用紙を一括して学部長宛にお送りし、担当者分のとりまとめもお願いした。書面による画一的な調査の性質上、不正確と思われる箇所も見受けられ、その点は学部長記入事項と担当者記入事項をつきあわせるなどして補正した。さらに、当委員会においてお互いに情報を交換して、内容の正確化に努めたが、そのような手続きをとってもなお実態を明らかにできないところが残っていると思われ、足りない点はご容赦をお願いする次第である。

以下においては、大学別の実施状況と担当者別の担当者および授業の実態に分けて、調査結果を掲げ、それに対するコメントを付け加えることにする。外国人教員の担当は、学部のみならず大学院にも及び、この傾向はとりわけ専任教員の場合に強いが、ここでは学部教育を中心とし、大学院については必要に応じて言及したい。最後に、参考として、基礎となった統計表を1つ載せている。

なお、この報告は、第16期日本学術会議比較法学研究連絡委員会の審議結果をとりまとめて発表するものである。本委員会の構成は、次のとおりである。

委員長 大木雅夫（第2部会員、上智大学法学部教授）

幹事 滝沢 正（上智大学法学部教授）

委員 石部雅亮（大阪国際大学法学部教授）

森下敏男（神戸大学法学部教授）

樋口範雄（東京大学法学部教授）

## II 大学別の実施状況

### 1 実施大学数

A 95年度

	総計	国立大学	公立大学	私立大学
実施	26	10	1	15
実施せず	58	10	2	46

B 最近5年間

	総計	国立大学	公立大学	私立大学
実施	33	11	2	20
実施せず	51	9	1	41

全体としては、95年度において31%の大学で実施されており、最近5年間ということであれば39%にのぼる。さらには、96年度より実施予定と回答した大学も1校あった。予想以上に多くの大学が外国人教員による比較法・外国法教育を行っている。設置主体による内訳をみると、国立大学および公立大学はその約48%がこれを実施しているが、私立大学は25%であり、前者の実施比率が著しく高い。また、国立大学においては、ほとんど年度による変動がないのに対して、私立大学においては隔年開講や随時の開講がより多く、最近5年間では実施比率が30%を越える。3で検討する雇用形態の相違が反映しているものと思われる。

### 2 実施時期および規模

A 国立大学および公立大学

若干の大学たとえば東京大学が1950年代半ばから非常勤教員による授業を行っているのを別にすれば、各大学で1970年代から非常勤教員の採用が散発的に見られていた。本格的な専任教員の採用は、外国人教員採用に関する法律の施行以来すなわち1980

年代の後半からに集中している。東北大学（87年）、一橋大学（88年）、神戸大学・広島大学（90年）、香川大学（91年）、九州大学（92年）、新潟大学・大阪市立大学（93年）、北海道大学・大阪大学・熊本大学（94年）である。このうち新潟大学は当初から多くの外国人教員を採用し、近時九州大学も同様に多くの外国人教員を採用している。他方、東京大学は非常勤講師の利用が中心であるが、人数は多い。なお、東京大学では1993年より比較法政国際センターを設け、外国人を中心に講演やシンポジウム活動を活発に行っている。

## B 私立大学

不定期なかたちでは上智大学や中央大学において1970年代から行われていたが、専任教員を採用するのは80年代からである。福岡大学（80年）、京都産業大学（84年）、東海大学（86年）、広島修道大学（90年）などである。他はすべて93年以降に集中している。このうち同志社大学（92年）、中央大学（93年）、立命館大学（93年）はカリキュラムの再編との関係で、西南学院大学（94年）は学科を増設した機会に多くの外国人教員を積極的に採用している。

## 3 雇用形態

	国立大学	公立大学	私立大学
専任教員（期限なし）	1	0	9
専任教員（期限つき）	15	1	2
非常勤教員	4	2	17

95年度における状況であるが、国立大学および公立大学においては、全体を通じて期限なしの専任教員は東京大学に1名あるのみで、他はすべて期限つきの助教授ないし講師である。非常勤講師に依存する割合は、私立大学と比較して大幅に低い。期限つきの専任教員の場合の任期は、広島大学が2年であるほかは、すべて3年となっている。もっとも、期限つきといっても更新の可能性はありまた専任化への動きもみられる。これに対して、私立大学においては、期限なしの専任教員でなければ非常勤講師に依頼するというのが一

般的形態であって、期限つきの専任教員というのはむしろ例外である。非常勤講師に依頼する場合は、教員の身分も滞在資格も一層不安定であり、開講が不定期になりやすい。

#### 4 授業科目

	総計	専任教員	専任教員	非常勤教員
		(期限なし)	(期限つき)	
比較法	1	0	0	1
比較実定法	2	0	1	1
中国法	1 0	3	5	2
韓国法	4	1	1	2
英米法	1 7	3	7	7
ドイツ法	9	1	4	4
フランス法	2	1	0	1
ヨーロッパ法	2	0	1	1
ラ米法	2	0	0	2
国際取引法	1	1	0	0
国際法務	1	0	0	1

95年度における分野別の集計であり、ひとりで複数の科目を担当している場合もみられるため、必ずしも担当者数とは一致していない。また、ある大学の専任教員が他大学の非常勤講師を勤めたり、ある教員が複数の大学の非常勤講師を勤めることも、頻繁にみられる。それだけ人が得がたいということであろう。英米法にはアメリカ法、アメリカ税法、さらには法律英語を含んでいるが、数の上では圧倒的に多い。人を得やすいこと、我が国における関心の高さ、学生の語学力からして対応をしやすいことなどのほか、前回調査で明らかとなったようにそもそも開講科目数ももっとも多い。開講科目数からするとドイツ法とフランス法がこれに次ぐのであるが、外国人教員による担当という面では対照的であり、ドイツの場合にはD A A Dの協力によってドイツ人教員招聘の便宜は得られているのに対して、フランス法の担当者は1人であるにすぎない。外国人教員の数からするならば、

英米法、ドイツ法以外で注目されるのは中国法と韓国法である。この事実は、隣国の法に対する関心の高まりに応じて、日本語に堪能な人材を得やすいことに由来している。III-4で検討するように、そのかなりの者が日本において学者としての養成を受けている。

## 5 実施の動機

それまでにも日本人教員による比較法および外国法教育は行ってきた大学がほとんどであるから、日本人の翻案を経ない生の外国法理解を挙げるものがもっと多かった。「本物」の刺激を与える、外国人の考え方や特有の学問的アプローチを学ばせるなどの表現も同じねらいと言えよう。なかには「外人」恐怖症を取り除くという効用も挙げられていたが、これは確かに内容以前の問題として重要なことであるように思われる。他方、中国法、韓国法、ラテン・アメリカ法に関しては、当面日本人の専門家が少ないために採用している事が指摘された。若干ではあるが、口語英語に親しむという語学上の効果を期待する実施理由を挙げる大学もあった。

## 6 場合により中止した理由

不定期に開講している場合を除いて、国立大学では講座が設けられて予算がつけば中止することは、原則としてありえない。したがって、任期を待たずに担当者が辞職する場合として、2つの例が指摘されている。1つは天安門事件という政治がからんだケースであり、1つは外国人教員が日本の生活になじめず辞職したケースである。ほかでは、空席の講座を利用していたが、外国人教員枠が結局認められなかったために、任期切れに伴って中止のやむなきにいたったという例がある。

私立大学においては、定年や任期切れで辞めたあとの後任に適当な外国人教員をみいだすことが出来なかつたためという例が専任教員について指摘されている。他方非常勤教員については、原則が1年更新であり適当な人を得られないために中止する事例は多いが、復活も頻繁にみられる。

## 7 効果

外国人による比較法および外国法教育を開始した理由として挙げた目的が、それなりに実現されたとする評価が一般的である。すなわち、語学力の向上にはじまり、外国の法律用語に直接に接する機会を持てた、さらには法についての基本的考え方の相違に対する理解が深まったとする。法文化的衝突を意識的に作り出す場として、この授業が機能したということであろう。外国に対する関心が高まり、留学をめざす者が増加したとする指摘もある。なお、日本で勉強している留学生にとって、日本法を理解するうえでも有効であったとする評価もみられた。

## 8 教育上の問題点

### A 学生側の問題点

外国人教員が外国語を用いて授業を行う場合について、受講者の語学力不足が多く指摘された。英語の場合は中等教育以来10年近い勉学実績があるはずであるが、それが講義のような実践の場で役に立たないのである。これは、ここでの固有の問題というよりも、わが国における英語教育全体のありかたが深く関わっていよう。さらにドイツ語を用いた授業がいくつかみられるが、学部の学生にそのまで理解を求めるることは不可能であったようである。その場合、通訳をつけるとか、日本人共同担当者を配するなどの工夫がなされるわけであるが、こうした苦労のほかにも講義時間の無駄が多くなるという問題点が指摘されている。逆に大学院の場合は、意識的に通訳なしで行い本人の努力による語学力の向上を期待するケースもある。

これ以外の言語、たとえば中国語、韓国語、フランス語、スペイン語といった外国語による授業はなく、おおむね日本語で行われる。こうした日本語による授業の場合には、語学力の問題は大抵担当外国人教員の日本語力ということになる。しかし、この場合にあっても、学生側の外国語力の問題は残されている。すなわち、ハングルをまったく解しない学生に韓国法を本当に理解させることは、むずかしいという指摘があった。この点については、実際には言語だけの問題ではなくして、その国の文化一般に対する関心と知識が必要ということになろう。

## B 外国人教員側の問題点

外国人教員がもっぱら日本語を用い、または日本語を併用して授業を行う場合、とりわけ欧米系の教員については、日本語力が不十分であるとする指摘がなされている。これに対して、中国、韓国などの出身教員は、日本で教育を受けた者も少なくなく、こうした問題はみられないようである。

語学の問題にとどまらず、日本の文化や慣習への理解不足という指摘があり、したがって外国法と日本法との比較の視点からの教育ができないとする意見もある。また外国法の生の理解は、前提となる学生の一定の知識を必要とし、これ抜きにしては成果が限られるとか、日本人教員の場合ならばその点を補いつつ講義することが当然なされるが、外国人教員ではむずかしいという意見があった。類似する指摘として、問題関心のずれの存在というものもあり、このことも日本法と対比した当該外国法の特徴を十分には教授しえないことを示している。

すぐれた比較法学者にしてはじめて自国法を外国人に教えることができるとよく言われているが、こうした人事を実現するには当面多くの障害があるのが、実情であろう。しかし、法文化の相違に由来する問題観点のずれの認識をまさに出発点として、一層深い外国法の理解が達成されるわけであり、むしろ積極的にこの点を活かすことが望まれよう。大学院においては、とりわけこうした面での効用が大きいと思われる。

## 9 一般的問題点

### A 人事上の問題点

国立大学の大部分と一部の私立大学で採用している期限つきの専任教員制度が、とりわけ重大な問題となる。任期満了後に再任するとか、国公私立大学に期限つきの身分でまたは私立大学でならば期限なしの専任教員として移籍するという例もあるが、本国に帰国する例もまた多くみられる。身分が不安定であることは、優秀な人材を得るうえで重大な障害となっている。とりわけ家族もちにとっては、来日して教員となることを躊躇せざるをえない。おのずからIII-3で指摘するように、若手ばかりとなる。

## B 生活上の問題点

渡航費用およびとりわけ滞在費用をどのように手当てるかといった、金銭的問題が必ずある。フルブライト基金やドイツ学術交流会（D A A D）、私立大学であれば外国大学との大学間交流計画を利用するなどの手段を講じているところもあるが、少数にとどまる。予算的手当では、日本人教員並みにしかなされないのが普通であり、この点でも人を得にくくしている。何よりも外国人教員用の住宅施設の整備が不可欠となっている。生活上の問題は金銭的なものにとどまらず、慣れない日常生活の相談にのることも含まれる。このあたりになると、制度的な支援はほとんど望みえない状況であるから、いきおい接受にあたる日本側教員の個人的負担となる。

## C その他の問題点

日本側教員の過重な負担は、人事に3年ごとに頭を悩ませ、生活上の配慮に心をくだくことだけではない。外国人教員の通訳をかってでる、共同担当者となる、講義補助者を手配するといったことも含まれる。さらには、外国人教員が日本の教育事情にも疎いことから、教材作成に協力する、学生の苦情を取り次ぐ、採点基準について予め打ち合わせるなど細かい手助けも必要となる。現状では外国人教員による教育の円滑な運営は、いわばこうした日本側教員のボランティア活動に負うところが多い。

### III 担当者別の内容

非常勤講師については、原則的には記入を求めていないので除外し、記入分については必要に応じて別にコメントする。客員教授も期間的には非常勤講師に類似し、身分的にも専任とは異なるので別枠で検討するが、そもそも記入者は1名のみであった。そこで以下においては、外国人専任教員を対象とする。該当者は28名であるが、帰国中などの理由で未記入者が3名あり、基本的には25名の集計結果である。

#### 1 国籍・出身地

アメリカ	8
イギリス	1
カナダ	1
ドイツ	3
オーストリア	1
スイス	1
ベルギー	1
フランス	1
中国	5
台湾	1
韓国	2

言語で分けるならば、英語圏が10名ともっと多く、中国語圏6名、ドイツ語圏5名、韓国語2名、フランス語1名とつづく。なお、ドイツ語圏のスイス人およびオランダ語圏のベルギー人は英語で授業をしている。多言語国家出身者は、使用言語に融通がきくということであろう。7で検討する使用言語と関連して興味深い。

#### 2 性別

男	20
女	5

### 3 年令

現在の身分	30代	40代	50代	60代	不明
期限なし	1	1	4	1	1
期限つき	14	2	1		
客員教授			1	2	

とくに期限つきの教員は、30代がほとんどであり、現行制度の下においては事実上若手教員しか採用できない実態を示している。もっとも、ドイツ学術交流会のように意図的に若手教員を積極的に派遣することも行われている。客員教授は、現職のまま短期で招聘するものであるから、逆に年配の教員となることが当然であろう。

### 4 出身大学

出身国の大学+出身国の大学院	15
出身国の大学+日本の大学院	4
不明 +日本の大学院	3
不明	3

日本の大学の内訳は、京都大学3、九州大学、東北大学、一橋大学、中央大学が各1である。不明+日本の大学院とあるのは、おそらく学部段階の教育は出身国で受け、大学院レヴェルの教育のみ記入したものと思われる。出身国の大学+日本の大学院の類型に含めてよいものと考えられ、そのうち6名は、中国、台湾、韓国といった東アジアの出身者である。欧米からの外国人教員は出身国の大学院レヴェルの教育機関を修了した者がほとんどである。

## 5 学位

法学博士	17
法学修士	4
不明・法学士	4

国により法学博士の取得難易に差はあるが、博士号の取得者が多い。日本人教員の採用にあたっては、法学博士の取得がむずかしいこともあって必ずしも必要条件とは考えられないが、外国人の場合はより客観的な資格が必要となるためであろう。

## 6 就任前の職業

現在の身分	大学教員	助手・院生等	司法修習生	弁護士	公務員	不明
期限なし	5	0	0	1	0	1
期限つき	2	7	1	3	1	4

期限なしの専任教員の場合は、既に専任の教職にある者を採用するケースが大半を占めるのに対して、期限つきの専任教員にはわざわざこのような安定した職場から移ってくる者は少数にとどまる。多くは研究者をめざしているが定職を得るには至っていない大学院生、助手、非常勤講師などである。弁護士も自由業であり、また期限切れ後の生活上の不安がすくないためか、かなりみられる。なお、同様の理由から外国人非常勤講師にも弁護士が多い。

## 7 使用言語

	英語	英語+日本語	ドイツ語+日本語	日本語
英米法	6	2		1
ドイツ法		1	3	1
フランス法				1
EU法	1			
中国法				7
韓国法				2

英米法の場合は英語による授業が通常であり、日本語を併用するケースもみられる。ドイツ法については、ドイツ語のみによる授業では理解不能となるため、必ず通訳ないし日本人共同担当者がつく。日本語を十分に解するドイツ語圏の教員がいない結果である。フランス法については状況は一層悪く、日本在住の1名を除き、そもそも日本に招聘する段階にも至っていないということであろう。中国法、韓国法担当者は、全員日本語で授業している。

## 8 受講者数

数十名というものが大半を占める。使用言語による極端な違いもみられない。しかし、語学に自信のない学生は敬遠しがちであるという指摘は多くみられた。一般の授業や日本人担当者の授業との比較を行っていないため正確な指摘は困難であるが、受講者はそれらと比べてやや少ないと思われる。

## 9 教材

ドイツ法で、村上淳一=ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（非常勤講師を含めて2名）、中国法で、小口彦太他『中国法入門』（1名）、韓国法で、西尾昭『韓国その法

と文化』（1名）をテキストとして挙げる者があったほかは、書物とコピーの併用、とりわけコピーのみの使用が多く、適切な教材の欠如がうかがわれる。補助教材としては、ビデオが11名と多く、ほかにOHP 2名、カセット1名であった。非常勤講師を含めると13名がビデオを挙げており、しかもそのほとんどが欧米系の教員であった。

## 10 担当者の声

担当者には、1) 日本における授業の感想、2) 日本人研究者との交流の状況、3) その他のご意見を自由に書いていただくことをお願いしたが、担当者各位の積極的協力を得て、寄せられた回答からは予想以上の結果が得られた。

第1点については詳細で重要な感想ないし指摘があったが、ほとんど全員が言語的障壁を最大の難関として挙げている。外国法学入門以前のところでつまづいているとの声が高い。原典を用いることは困難であり、その日本語訳がある場合にも、日本法とは異なる独自な概念や用語を詳しく解説しなければ、学生は法律問題の所在を理解できないとの指摘がある。そもそも日本の学生には、外国法の基礎知識が欠けており、個別的な法律問題に深入りするよりも、その外国法の基礎をなす原理原則、あるいはいわゆる「法文化」の教育に重点を置くべきだとする提案もあった。

学生の受講態度についても、重要な指摘がある。まず言語的障壁との関連では、就職目的で外国語学習を主目的にして聽講する学生が多く、せいぜい院生クラスの一部が外国法を日本法解釈にどう取り入れるかを意図する程度で、外国法そのものの認識を心がけるものは少ないとされる。しかし、回答者が異口同音に指摘することは、学生が総じて消極的で受け身であり、学部と大学院とのレベルに係わりなく、学生は討論はおろか質問にも答えたがらないということである。学生が理解しているか否かは、表情だけでは分からず、筆答試験によってようやく察知できるが、その場合にも自己の見解を述べようというような設問には期待外れの答案しか得られないとか、学生は自分で考えようとしていないとの率直な指摘もあった。これは単に語学力の問題だけではなくて、一方通行的な知識の伝達に主眼を置いてきた日本の教育方法全般に係わる問題であろう。

受講態度について、次には日本の法学部教育のあり方に関連した問題がある。法学部卒業後の就職先は、社会生活のいかなる分野にも開放されており、法律専門職に限定されて

はいないから、明確な目的意識がなく、専門的法知識を習得しようとする積極的意欲に欠けているとの感想があった。大多数の学生は勤勉であり知的水準も高いが、若干の学生は不勉強だと遠慮がちに述べるものもあった。しかし日本の学生は、学習環境には恵まれていて、遊んでばかりいるとの手厳しい苦言も寄せられている。我々としては、回答者のこの種の率直な苦言を謙虚に聞くべきであろう。

第2点は、日本の研究者との交流の状況であるが、学会や研究会に加わって積極的に交流の機会を求めているようである。しかし、学会等に招いて欲しいとする要望もあり、2、3年という短い任期からみて、日本の学会への加入をためらうことはありえよう。日本人の側から学術大会への参加を勧誘するくらいのことはしたほうがよいと思われる。

問題は交流の機会に恵まれなかつたという回答がかなりあることである。日本では個人的研究が多く、共同研究が少ないとの感想を述べるものがあったが、内外研究者の共同研究は、かなり条件を整備しておかなければ成功しがたいであろう。むしろ注目すべきことは、職場での対話と寛容を求めていることである。これは対人関係に円滑を欠くケースがあることをうかがわせるものである。学問のある人ほど謙虚で気持ちよく付き合ってくれたとの記述があり、言外にある強い訴え掛けを読み取るべきであろう。外人なるがゆえにいじめられたと素直に述べたものもあった。日本語ができないので、交流しがたかったという回答もある。日本で教育と研究に携わる以上、日本語ができるることは望ましいにしても、現在はそれを任用の必要条件とはしにくいから、言語的障壁を除く努力は、受け入れる日本人の側にも求められることとしなければならない。

最も問題になるのは、研究と教育の補助者の制度がないこととされる。論文を書く場合に、日本人研究者に助けられたような例はあるが、教育面では補助者の制度が不備なので、このままでは外国人教授は教育にも研究にも十分な成果を挙げ得ないのでないかといふのである。補助者をもつ経験に乏しい日本人教員にとっては不思議とも思われないことがながら、外国人教師にとっては非常に不便であり奇妙なことのように思えるのであろう。エリート大学は別として、日本の大学のレベルについて厳しい評価をえたものもあった。法学部を擁しあるいは法学教育を施している大学が100校にも及ぶ日本の大学に優劣があるのは止むを得ないと思われるが、研究の体制や設備の点では未だ不十分であることも重大な要因になっているとも考えられる。

以上の2点に加えて、その他自由に意見や感想を求めた。とりわけ目についたのは、待遇についての不満であった。任期3年では短すぎるし、給料も安すぎるという。これは確

かに問題である。日本に永住して研究と教育に従事するなどということは、そもそも不可能である。給料の点は、特に問題であり、ドイツやスイスに比してあまりにも低い給料では、出身国の公的助成なしには優秀な人材を得ることはできない。他方、アジア諸国出身者は、本国におけるよりも高給を得ることになりうるが、生活の場は物価高の日本である。明治時代に日本人教師の10倍の給料を得ていたお雇い外人程の必要はないまでも、やはり何らかの待遇改善を図る必要はあると思われる。

最後に、この調査は外国人教師の積極的協力により、問題点はかなり明確になった。しかし回答の中には、申し述べたいことは沢山あるとだけ記載したものもあった。恐らく外国人教師による外国法教育が所期の目的を達成するためには、より一層の研究・調査が必要であり、実際の体験に基づく生の声を集約する必要があると思われる。

### アンケート調査の対象に関するコメント

このアンケートは、送付先の制約から、比較法および外国法の教育にあたっている者すべてを網羅しえていない。研究所、独立大学院はもとより、法学部・法学科でないところで担当している外国人教員も多い。たとえば、青山学院大学国際政経学部のマキロイ教授などを挙げうる。他方で、中国などからの留学生で日本の大学院で勉強をおえて、日本の大学の他学部で職を得ている者が近時増えている。これらの者は、現在は実定法や法学一般を担当していても、潜在的な比較法および外国法教育の有資格者といえるかもしれないし、現実に外国法の授業を担当しているという話も聞く。

同様に、このアンケートは、法学部の外国人教員を網羅的に対象としているわけでもない。比較法・外国法を担当していない者は除外されている。たとえば、上智大学法学部のヨンパルト教授（法哲学）などを挙げうる。さらには、政治学関連科目の担当者も含めて、回答をいただいた例もみられたが、ここでは取り上げなかった。ご容赦いただきたい。

統計表－1

大学別の実施状況（別紙）

大学名	回答	専任教員	非常勤(客員)教員
[国立大学] 1 北海道大学	○	専任教員 3年 アメリカ法	
2 東北大学	○	専任教員 3年 ドイツ法	
3 山形大学	×		
4 千葉大学	×		非常勤教員 1 アジア投資と法 非常勤教員 2 比較PL法 客員教員 テンアメリカ法
5 東京大学	○	専任教員 なし 中国法	
6 一橋大学	○	専任教員 3年 比較法	非常勤教員 韓国法
7 新潟大学	○	専任教員 1 3年 英米法 専任教員 2 3年 英米法	
8 金沢大学	×	専任教員 3 3年 ドイツ法	
9 静岡大学	×		
10 名古屋大学	×		
11 京都大学	-		
12 大阪大学	○	専任教員 3年 ドイツ法	
13 神戸大学	○	専任教員 3年 中国法	
14 島根大学	×		
15 岡山大学	×		
16 広島大学	○	専任教員 2年 英米法 専任教員 2年 ドイツ法	
17 香川大学	○		
18 愛媛大学	×	専任教員 1 3年 中国法 専任教員 2 3年 アメリカ法 専任教員 3 3年 ヨーロッパ法	
19 九州大学	○	専任教員 4 3年 韓国法	
20 熊本大学	○	専任教員 3年 中国法	
21 鹿児島大学	×		
22 琉球大学	-		
[公立大学] 1 東京都立大学	×		
2 大阪市立大学	○	専任教員 3年 中国法	非常勤教員 1 比較法 非常勤教員 2 ドイツ法
3 北九州大学	○		
[私立大学] 1 札幌大学	×		

大学名	回答	専任教員	非常勤(客員)教員
2 札幌学院大学	○		
3 北海学園大学	×		
4 東北学院大学	×		
5 秋田経済法科大学	×		
6 白鷗大学	○	専任教員なし 中翻	非常勤教員1 ドイツ法 非常勤教員2 韓国法
7 関東学園大学	○		
8 駿河台大学	×		
9 獨協大学	×		
10 清和大学	×		
11 中央学院大学	×		
12 青山学院大学	—		
13 亞細亞大学	×		
14 学習院大学	○		
15 慶應義塾大学	○		非常勤教員 ラテン・アメリカ法
16 国学院大学	×		
17 国士館大学	×		
18 駒澤大学	×		
19 上智大学	○		
20 成蹊大学	—		
21 成城大学	—		
22 専修大学	×		
23 創価大学	×		
24 大東文化大学	○		非常勤教員 ウィルソン 英米法
25 中央大学	○	専任教員なし 法律英語	非常勤教員1 ドイツ法 非常勤教員2 中國法
26 帝京大学	×		客員教授 アメリカ法
27 東海大学	○	専任教員 ドイツ法、中翻	
28 東洋大学	×		
29 日本大学	×		

大学名	回答	専任教員	非常勤(客員)教員
30法政大学	○		
31明治大学	×		
32明治学院大学	×		
33立教大学	—		
34立正大学	×		
35早稲田大学	—		
36神奈川大学	×		
37関東学院大学	○		客員教授 アメリカ税法
38桐蔭学園横浜大学	—		
39高岡法科大学	×		
40北陸大学	×		
41山梨学院大学	○		非常勤教員 中国法
42朝日大学	×		
43愛知大学	—		
44愛知学院大学	×		
45中京大学	—		
46名古屋経済大	×		
47南山大学	×		
48名城大学	—		
49京都学園大学	○	専任教員なし フランス法	非常勤教員 1 アメリカ法 非常勤教員 2 アメリカ法 非常勤教員 3 フランス法 非常勤教員 4 國際法論
50京都産業大学	○	専任教員 1 なし ドイツ法 専任教員 2 — 英米法	
51同志社大学	○		
52立命館大学	○	専任教員 2年 英米法	
53龍谷大学	×		非常勤教員 英米法 客員教授 ヨーロッパ法
54大阪学院大学	×		
55大阪経済法科大学	×		
56関西大学	○		非常勤教員 1 英米法 非常勤教員 2 ドイツ法
57近畿大学	×		

大学名	回答	専任教員	非常勤(客員)教員
58摂南大学	×		
59関西学院大学	×		
60甲南大学	×		
61神戸学院大学	×		
62姫路獨協大学	×		
63奈良産業大学	—		
64岡山商科大学	×		
65広島修道大学	○	転職なし 比較法、国際法	
66福山平成大学	×		
67松山大学	—		
68九州国際大学	×		
69久留米大学	×	専任教員1 なし 英米法 専任教員2 なし 韓国法	
70西南学院大学	○		
71福岡大学	○	転職3年 英米法	
72宮崎産業経営大学	×		
73沖縄大学	—		
74沖縄国際大学	—		

○は、最近5か年で実施したことのある大学

×は、最近5か年で実施したことのない大学

—は、回答が無かった大学

教員欄の記入は、1995（平成7）年度の実施実績

専任教員の次の年限は、任期

担当科目については、原則として、比較法・外国法に関する最も代表的な科目を1つ選んで挙げた。